

四日市市議会基本条例の構成図

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 本条例の位置付け
- 第4条 基本理念
- 第5条 基本方針
- 第6条 議会の位置付け

第2章 議員の活動原則

- 第7条 議員の活動原則
- 第8条 会派

第3章 議案及び政策の審議及び調査

- 第9条 通年議会
- 第10条 議会の議決事件
- 第11条 政策提案の説明要求
- 第12条 質問
- 第13条 反問権
- 第14条 発言の取消し勧告
- 第15条 専門的知見の活用
- 第16条 文書質問
- 第17条 附帯決議
- 第18条 採択請願への対応
- 第19条 政務活動費

第4章 市民との 情報共有

- 第20条 情報共有
- 第21条 会議の公開
- 第22条 議長の情報発信
- 第23条 報告会等

第5章 市民参加の 推進

- 第24条 公聴会等
- 第25条 市民意見の反映
- 第26条 請願趣旨の聴取

第6章 議員間討議 及び政策提案

- 第27条 議員間討議及び
意見集約
- 第28条 政策提言等
- 第29条 調査機関の設置
- 第30条 議会意見の反映
- 第31条 議員研修

第7章 政治倫理及び議員報酬

- 第32条 政治倫理
- 第33条 議員報酬

第8章 議会事務局等の充実

- 第34条 議会事務局
- 第35条 議会図書室

第9章 見直し手続

- 第36条 見直し手続

附 則